

2022年4月から生殖補助医療に対し健康保険が適用されます。
 これにより体外受精は高額療養費制度の対象となる予定です。

適用区分	ひと月の上限額(世帯ごと)
年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000)×1%
健保:続報83万円以上	
国保:旧ただし書き所得901万円超	
年収約770万円～約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000)×1%
健保:続報53万円～79万円	
国保:旧ただし書き所得600万円～901万円	
年収約370万円～約770万円	80,100円+(医療費-267,000)×1%
健保:続報28万円～50万円	
国保:旧ただし書き所得210万円～600万円	
～年収約370万円	57,000円
健保:続報26万円以下	
国保:旧ただし書き所得210万円以下	
住民税非課税者	35,400円

- ※ 1ヶ月に限度額を超えて支払った場合、その超えた額が高額療養費として後ほど支給されますが、あらかじめ「限度額適用認定証」の申請をすれば、窓口での支払いが限度額までとなります。
- ※ 限度額適用認定証の交付には時間を要するが多いため、窓口での負担をあらかじめ軽減するためにはお早めに「限度額適用認定証」の申請をお済ませください。
- ※ この制度を利用される場合には現金でのお支払いに限らせていただきます。